

令和 6 年第 4 回小城市議会定例会提案理由

(令和 6 年 12 月 2 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 6 年第 4 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより、本定例会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、専決処分の承認を求めることについてでございます。

議案第 78 号 令和 6 年度小城市一般会計補正予算（第 6 号）でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 2,502 万 7 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 258 億 6,431 万 5 千円としたものでございます。

補正の内容でございますが、歳出につきましては、衆議院議員総選挙の執行経費を計上し、歳入につきましては、これに伴う県支出金のほか、財政調整基金繰入金により財源調整をしております。

本議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 10 月 9 日付けで専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第 79 号 小城市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございますが、令和 7 年 3 月執行予定の小城市長選挙から当日投票時間を短縮するため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 80 号 基金の一括運用に伴う関係条例の整備に関する条例でございますが、効率的な基金の運用を行うため、所要の規定の整備を行うものでございます。

改正の内容でございますが、基金に属する現金を有価証券に代えて運用ができるようにするものでございます。

次に、議案第 81 号 小城市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例でございますが、放課後児童クラブの運営に係る利用者負担の適正化を図るため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 82 号 佐賀県市町総合事務組合規約の変更についてでございますが、一部事務組合規約の変更は、地方自治法第 286 条第 1 項及び第 290 条の規定により関係地方公共団体の議会の議決が必要となるものでございます。

変更の内容でございますが、多久小城医療組合の名称が多久小城医療企業団に変更されること及び名称変更後の多久小城医療企業団が「退職手当の支給に関する事務」の共同処理に加入するものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 83 号 令和 6 年度小城市一般会計補正予算(第 7 号)でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 3 億 9,412 万 8 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 262 億 5,844 万 3 千円とするものでございます。

第 2 表 継続費補正でございますが、「固定資産評価替業務委託事業」の総額及び年割額を変更するものでございます。

第 3 表 繰越明許費でございますが、「地域交流センター管理事業」を新たに設定するものでございます。

第4表 地方債補正でございますが、「農業排水施設維持管理事業」から「農地及び農業用施設災害復旧事業」までの4事業を追加し、「小城保健福祉センター管理運営事業」から「健康スポーツセンター管理運営事業」までの11事業の限度額を変更するものでございます。

それでは、補正の主な内容につきまして、まず歳出から御説明申し上げます。

第3款 民生費でございますが、「介護給付費・訓練等給付費支給事業」、「子どもの医療費助成事業」及び「児童手当支給事業」につきましては、給付費や医療費等の増加分の扶助費を、また、「子どものための教育・保育給付事業」につきましては、民間保育所運営費の前年度精算分及び公定価格の改定による増加分の負担金を計上しております。

第4款 衛生費でございますが、「新型コロナウイルスワクチン接種事業」及び「出産・子育て応援交付金事業」につきましては、過年度の事務事業に係る国庫支出金の精算に伴う返還金を計上しております。

第7款 商工費でございますが、「企業誘致推進事業」につきましては、企業誘致条例に基づく立地企業への奨励措置として補助金の増額分を計上しております。

第 8 款 土木費でございますが、「市営住宅維持管理事業」につきましては、国庫支出金の交付決定に伴う西新町団地の外壁等改修工事費の減額分を計上しております。

第 11 款 災害復旧費でございますが、「農地及び農業用施設災害復旧事業」につきましては、令和 6 年 6 月以降の豪雨で被災した農地及び農業用施設の復旧工事費を計上しております。

以上、歳出の主な内容について申し上げましたが、歳入につきましては、事務事業に伴う国・県支出金、分担金及び負担金、市債の増などのほか、市税、財産収入などを計上し、財政調整基金繰入金により財源調整をしております。

次に、議案第 84 号 令和 6 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 14 万 9 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 52 億 2,268 万 4 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、歳入につきましては国民健康保険基金の利子の増額によるものでございます。

また、歳出につきましては、利子分を基金に積み立てるものでございます。

次に、議案第 85 号 令和 6 年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）でございしますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 12 万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 4,797 万 1 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございしますが、歳出につきましては、佐賀県後期高齢者医療広域連合と接続している端末の入れ替えによる需用費の増額によるものでございます。

また、歳入では、需用費に係る一般会計繰入金を増額するものでございます。

次に、議案第 86 号 令和 6 年度小城市病院事業会計補正予算（第 2 号）でございしますが、収益的収入の既定の予算から 1 億 1,778 万 3 千円を減額し、補正後の予算の総額を 10 億 8,604 万 3 千円とし、収益的支出の既定の予算に 231 万円を増額し、補正後の予算の総額を 13 億 8,857 万円とするものでございます。

補正の主な内容でございしますが、収益的収入は、医業収益を減額するものでございます。

収益的支出は、看護職員処遇改善評価料による処遇改善手当の経費を計上するものでございます。

次に、議案第 87 号 令和 6 年度小城市下水道事業会計補正予算（第 3 号）でございますが、収益的支出の既定の予算に 782 万 8 千円を増額し、補正後の予算の総額を 16 億 1,083 万 6 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、電気・ガス価格激変緩和対策措置の終了及び燃料調整単価の変動に伴い、動力費を増額するものでございます。

次に、資本的収入の既定の予算に 380 万円を増額し、補正後の予算の総額を 9 億 6,548 万 6 千円とし、資本的支出の既定の予算に 531 万 2 千円を増額し、補正後の予算の総額を 17 億 5,957 万 1 千円とするものでございます。

補正の主な内容でございますが、農業集落排水事業機能強化工事にて、砥川浄化センター電気設備の更新等を行うため、資本的収入は、県補助金と企業債を増額し、資本的支出は、建設改良費を増額するものでございます。

続きまして、人事院等の勧告等に伴います、議案第 88 号から議案第 95 号までの 8 議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 88 号 小城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例でございますが、市議会の議員、市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の期末手当の支給割合を改定するも

のでございます。

次に、議案第 89 号 小城市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、人事院等の勧告に鑑み、給料表、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 90 号 令和 6 年度小城市一般会計補正予算(第 8 号)でございますが、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 1 億 4,664 万 3 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 264 億 508 万 6 千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、人事院等の勧告に基づく給与改定、人事異動等による職員・会計年度任用職員等の人件費及びこれに伴う他会計への繰出金の補正をするものでございます。

次に、「議案第 91 号 令和 6 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)」から「議案第 95 号 令和 6 年度小城市下水道事業会計補正予算(第 4 号)」までの 5 議案につきましては、人事院等の勧告に基づく

給与改定による職員・会計年度任用職員の人件費等の補正をするものでございます。

議案第 91 号 令和 6 年度小城市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 78 万 8 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 52 億 2,347 万 2 千円とするものでございます。

次に、議案第 92 号 令和 6 年度小城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算に、歳入歳出それぞれ 26 万 4 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 4,823 万 5 千円とするものでございます。

次に、議案第 93 号 令和 6 年度小城市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、収益的支出の既定の予算の総額に変更はなく、水道事業費用の営業費用を 227 万 7 千円増額し、収支調整のために予備費を 227 万 7 千円減額するものでございます。

次に、議案第 94 号 令和 6 年度小城市病院事業会計補正予算（第 3 号）は、収益的支出の既定の予算に 2,616 万 9 千円を増額し、補正後の予算の総額を 14 億 1,473 万 9 千円とするものでございます。

次に、議案第 95 号 令和 6 年度小城市下水道事業会計補正予算(第 4 号)は、収益的収入の既定の予算に 122 万 2 千円を増額し、補正後の予算の総額を 19 億 2,670 万 4 千円とし、収益的支出の既定の予算に 166 万 5 千円を増額し、補正後の予算の総額を 16 億 1,250 万 1 千円とするものでございます。

次に、資本的支出の既定の予算に 277 万円を増額し、補正後の予算の総額を 17 億 6,234 万 1 千円とするものでございます。

続きまして、報告関係議案について御報告申し上げます。

報告第 11 号 専決処分の報告についてでございますが、令和 6 年 7 月 5 日午後 8 時 30 分頃、市が管理する市道長神田・甘木線を相手方車両が走行中、左前輪が市道の陥没箇所に落下し、当該車両の一部を損傷させたもので示談が成立し、小城市長の専決処分事項の指定に関する条例第 2 条第 1 号及び第 3 号の規定により、令和 6 年 10 月 29 日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

以上、本定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。